

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、この法人が総会において承認した都道府県鍼灸マッサージ師会及びこれに準ずる団体（以下「都道府県師会」という。）と連携、協力のもと、あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅう（以下「鍼灸マッサージ」という。）に関する学術及び技術の向上を推進し、良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術の普及に努めるとともに、国民その他関係方面に対し、鍼灸マッサージについての正しい知識の普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸マッサージに関する学術及び技術の向上、良質かつ適正な施術の提供についての研究、研修等
- (2) 鍼灸マッサージに関する普及啓発活動等
- (3) 視覚障害者に対する鍼灸マッサージについての情報伝達、職業訓練等の支援
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、全国の都道府県の区域内において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次に掲げる区分に応じ、次条の規定により、この法人の会員として入会したものをもって構成する。会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

(1) 正会員

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項

に規定する免許を有し、かつ、都道府県師会の会員である者（以下「都道府県師会会員」という。）であって、この法人の事業に賛同し、正会員としての入会を希望し入会したものの。

(2) 準会員

都道府県師会会員のうち、新規学卒者、高齢者等であって、この法人の事業に賛同し、準会員としての入会を希望し入会したものの。

(3) 賛助会員

この法人の事業に協賛する者であって、賛助会員としての入会を希望し入会したものの。

(4) 名誉会員

鍼灸マッサージの発展、又はこの法人の事業に顕著な功績があった者で名誉会員として理事会の承認を受けたものの。

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、正会員にあっては、入会した時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を、それ以外の会員にあっては、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、理事会が傷病、その他やむを得ない事情があると認めた会員については、入会金又は会費を減免することができる。

(退 会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、総会においてその会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、その他の規程又は総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を当該年度内に納入せず、かつ、督促に応じないとき。
- (2) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) この法人が解散したとき。
- (4) 正会員及び準会員が都道府県師会の会員資格を失ったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 代議員

(代議員の選出等)

第12条 この法人は、本条の規定により選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 代議員は、都道府県ごとに概ね正会員100人の中から1人の割合をもって選出する（端数の取扱い等については理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 前3項の代議員選挙は、2年に1度、定時総会の1ヵ月前までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員は、第10条の規定により正会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。
- 7 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。

- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員の報酬等)

第13条 代議員は無報酬とする。ただし、理事会が別に定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 総会

(構成)

第14条 この法人の総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度1回5月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 第17条第2項の規定に基づき、代議員から請求があったとき。
 - (3) 第17条第3項後段の規定に基づき、代議員が裁判所の許可を得て招集するとき。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- (4) 会費及び入会金の額
- (5) 決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 第3条の規定に基づく都道府県師会の承認
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) その他総会で決議するものとして法人法及びこの定款で定められた事項

(招 集)

第17条 総会は、第3項後段の規定により代議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 代議員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。この請求をした場合であって、法人法第37条第2項第1号及び第2号に該当する場合には、請求した代議員は、裁判所の許可を得て臨時総会を招集することができる。
- 4 会長は、総会を招集するときは、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、開催日の2週間前までに各代議員に対し、書面をもって通知しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨
- 5 会長は、前項の書面による通知に替えて、法令で定めるところにより、代議員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

(議長等)

- 第18条 総会の議長及び副議長は、その総会に出席した代議員の中から選出するものとし、当該代議員の任期中その任にあたる。
- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときその職務を代行する。

(定足数)

- 第19条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、代議員総数の過半数の出席により成立する。

(議決権)

- 第20条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

- 第21条 総会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、代議員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (5) 他の法人との合併又は事業の全部の譲渡
 - (6) 解散
 - (7) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理又は書面若しくは電磁的方法による議決権の行使)

- 第22条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について代理人による代理出席、又は書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。
- 2 代理人により議決権を行使する場合は、代議員は、総会ごとに、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 3 前項の代理人は、この法人の代議員に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。
 - 4 書面により議決権を行使する場合は、代議員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 5 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提出しなければならない。
 - 6 前4項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し保管する。
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第6章 役員等

(役員を設置)

- 第24条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 会長以外の理事のうち、10名以内で業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とし、うち5名以内を副会長とする。
 - 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び前項の業務執行理事をもって同法第91条に定める業務の執行にあたる。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会にこれを付議したうえで、その決議の結果を参考とすることができる。
- 3 副会長及び副会長以外の業務執行理事は、理事の中から会長が推薦し、理事会で決定する。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、副会長を含む業務執行理事は、この定款及び理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときはその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があつ

た日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員が次の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会が別に定めるところにより、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第32条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

(顧問及び相談役)

第33条 この法人に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、この法人に功績のあった者又は学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、理事会が別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役の職務)

第34条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べ、また、会長の求めに応じて関係する会議に出席し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 事業報告の承認

- (5) 事業計画及び予算の承認
 - (6) 総会の日時、場所及び目的である事項並びに理事会として付議する事項の決定
 - (7) 規則規程の制定、変更及び廃止
 - (8) その他法令及びこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分又は譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同号後段の規定により監事が招集するとき。

(招 集)

第38条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は同第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は同第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、当該理事会に出席した会長及び監事が記名押印のうえ保存する。

(理事会の運営)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

第8章 委員会等

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により、必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(都道府県鍼灸マッサージ師会会長会)

第46条 この法人に都道府県鍼灸マッサージ師会会長会（以下「師会長会」という。）を置く。

2 前項の師会長会は、この法人の会長及び業務執行理事並びに第3条に規定する都道府県師会の長をもって構成する。

3 第1項の師会長会は次に掲げる事項を行う。

(1) この法人と都道府県師会とが連携、協力し、各事業が円滑に実施できるよう、意見交換及び必要な方策の協議を行うこと。

(2) 前項の協議結果に基づき、理事会に参考意見を提出すること。

4 前各号のほか、師会長会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(財産の種類)

第49条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第50条 この法人の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会が別に定める。

(基本財産の維持並びに処分)

第51条 基本財産は、適正に維持及び管理されなければならない。

2 この法人の事業遂行上やむを得ない理由によりこれを処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第54条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類に

については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

- 3 前2項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第57条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において、代議員総数の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経なければならない。

第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第59条 この法人は、総会の決議その他法令で定めるところにより、他の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第60条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた理由により、解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第61条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、同法第5条第1項第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

（残余財産の帰属）

第62条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第1項第17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項の規定する公益法人等に該当する法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第12章 公 告

（公 告）

第63条 この法人は、定時総会の終了後、直ちに定時総会において承認を受けた第55条第1項第3号の貸借対照表を公告する。

- 2 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。
- 3 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補 則

（委 任）

第64条 この定款の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は杉田久雄とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後の最初の代議員は、第12条と同じ方法で予め行う代議員選挙において、最初の代議員として選出された者とする。

- 5 この定款の（残余財産の帰属）第6 2条を変更し、平成 23 年 5 月 29 日より施行する。
- 6 この定款の（代理又は書面若しくは電磁的方法による議決権の行使）第2 2条、及び、理事会（権限）第3 6条を変更し、平成 25 年 5 月 26 日より施行する。
- 7 この定款の（役員の設置）（1）理事 20 名以上 25 名以内 第2 4条を変更し、平成 29 年 5 月 28 日より施行する。
- 8 この定款の（法人の構成員）この法人は、次に掲げる区分に応じ、この法人の会員として入会したのものをもって構成する。を変更し、令和 2 年 5 月 26 日より施行する。
- 9 この定款の（役員の設置）（2）監事 3 名以内（うち 1 名は員外監事とする。）第2 4条を変更し、令和 2 年 5 月 26 日より施行する。

別表 基本財産（第4 9条第2項関係）

財産種別	場所・物量等
土地	1 0 7 . 4 0 m ² 東京都新宿区四谷三丁目 1 2 番 1 7